

令和2年9月7日

保護者 各位

保護者の雇用主 各位

市内認可保育施設，小規模保育施設，認定こども園 各位

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の家庭保育の協力依頼について（お知らせ）

平素より本市、保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県より発令されました緊急事態宣言の期間が9月5日（土）に終了いたしました。しかし、依然として沖縄県における警戒レベルは第3段階の「感染流行期」となっており、本市でも引き続き感染拡大に警戒が必要であることから、保育施設等を利用する保護者の方々においては、当面の間も早めのお迎えや、ご家庭やお仕事などの都合にあわせながら、できるだけ家庭で過ごしていただきますよう、引き続き家庭保育のご協力をお願いいたします。

記

1. 家庭保育にご協力いただいた場合の保育料減免について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭保育にご協力いただいた保護者への保育料の減免対象期間は、8月17日（月）から9月5日（土）までとなります。

2. 感染拡大防止策について

①児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、登園を控えるようお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。

②発熱等が認められる場合は、解熱後（平熱に戻り）24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様に登園を控えてください。

3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

(1) 児童が罹患した場合

①感染者は治癒するまで登園禁止となります

②感染者が発生した施設は当面の間、臨時休園となります。

※休園期間については、保健所等や関係機関と相談のうえ決定します。

(2) 児童が「濃厚接触者」の場合

①感染者と最後に接触した日から起算して2週間は登園禁止となります。

(3) 児童の同居家族が「濃厚接触者」またはその疑いがある場合

①登園停止措置はいたしません。感染拡大防止のため、家庭保育のご協力をお願いします。

4. 感染者等への配慮について

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症となっており、感染経路不明の患者も多くなってきております。罹患者や児童保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。

以上